

寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針(2021.7.21)

新型コロナウイルス感染防止の為、市立学校園等及び保育所関係者で発生した場合の対応は下記のとおりとする。

対象者 (濃厚接触者)	第1段階		第2段階		第3段階		
	PCR結果判明までの対応	結果	対 応		対 応		
教職員本人	<p>【小中学校・幼稚園の場合】 (1)主に同一の学年で授業を担当する教職員であって、職員室での配席が学年でまとまっている場合は、結果判明まで、学年休業とする。</p> <p>(2)複数の学年をまたいで授業を担当している教職員の場合、若しくは、職員室での配席が学年ごとでまとまっていない場合は、結果判明まで、完全休校園とする。</p> <p>【留守家庭児童会の場合】 留守家庭児童会は、結果判明まで、完全休会とする。</p> <p>【保育所の場合】 保育所は、結果判明まで、完全休所とする。 (民間保育園等についても同様の要請)</p>	陰性	小学校 幼稚園	通常登校園			
			中学校	通常登校			
			保育所	通常開所			
		陽性	小学校 幼稚園	担任	担任するクラスを 2週間 (第1段階の日数を含む)の 学級休業 とする。 尚、担任するクラスの児童全員、全教職員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施し、結果が判明するまでは 完全休校園 とする。		<p>【小中学校の場合】 学校において、5名以上(教職員、児童・生徒を含む)の感染が確認された場合には、当該学校を判明から2週間の完全休校とする。</p> <p>【幼稚園の場合】 幼稚園において、5名以上(教員を含む)の園児の感染が確認された場合には、2週間の完全休園とする。</p>
				担任外	状況に応じて、 2週間 (第1段階の日数を含む)の 学年休業又は学校園を完全休校園とする可能性 があります。(影響が複数のクラスに及ぶ可能性があるため) ・市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。		
			中学校	担任	担任するクラスを 2週間 (第1段階の日数を含む)の 学級休業 とする。 尚、担任するクラスの生徒全員、全教職員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施し、結果が判明するまでは 完全休校 とする。		
				担任外	状況に応じて、 2週間 (第1段階の日数を含む)の 学年休業又は学校を完全休校とする可能性 があります。(教科担任制であること、また各クラス合同での授業やクラブ活動の指導などで、学年をまたぎ多くの生徒に影響が及ぶ可能性があるため) ・市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。		
		留守家庭児童会	当該職員が担当するクラスを 2週間 (第1段階の日数を含む)の クラス休会 とする。 ・当該クラスの児童全員、全職員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施し、結果が判明するまでは、 完全休会 とする。		5名以上(職員・児童を含む)の感染者が確認された場合には、当該留守家庭児童会を判明から 2週間の完全休会 とする。		
		保育所	当該職員が担当するクラスを 2週間 (第1段階の日数を含む)の クラス休業 とする。 ・当該クラスの乳幼児全員、全職員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施し、結果が判明するまでは、 完全休所 とする。		5名以上(職員・乳幼児を含む)の感染者が確認された場合には、当該保育所を判明から 2週間の完全休所 とする。		
		児童・生徒本人 園児本人 乳幼児本人	陰性	小学校 幼稚園	通常登校園		
中学校	通常登校						
保育所	通常開所						
陽性	小学校 幼稚園		児童及び園児が在籍するクラスを 2週間 (第1段階の日数を含む)の 学級休業 とする。 ・当該クラス児童全員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。		<p>【小中学校の場合】 学校において、5名以上(教職員、児童・生徒を含む)の感染が確認された場合には、当該学校を判明から2週間の完全休校とする。</p> <p>【幼稚園の場合】 幼稚園において、5名以上(教員を含む)の園児の感染が確認された場合には、2週間の完全休園とする。</p>		
			中学校	生徒が在籍するクラスを 2週間 (第1段階の日数含む)の 学級休業 とする。 ・当該クラス生徒全員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。			
	留守家庭児童会		児童が在籍するクラスを 2週間 (第1段階の日数含む)の クラス休会 とする。 ・当該クラス全員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。			5名以上(職員・児童を含む)の感染者が確認された場合には、当該留守家庭児童会を判明から 2週間の完全休会 とする。	
	保育所		乳幼児が在籍するクラスを 2週間 (第1段階の日数含む)の クラス休業 とする。 ・当該クラス全員及び市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。			5名以上(職員・乳幼児を含む)の感染者が確認された場合には、当該保育所を判明から 2週間の完全休所 とする。	

- ・対象者である教職員及び児童・生徒本人については、あくまでも「濃厚接触者」としてPCR検査を受検した場合に限ります。
 - ・濃厚接触者の判断については、各保健所の聞き取り調査等で判断されます。
 - ・「学級休業」「学年休業」「完全休校」等の期間につきましては、市と教育委員会が必要と判断した場合、短縮若しくは延長となる可能性があります。
 - ・第3段階における感染者数のカウントにつきましては、同居(兄弟姉妹)の場合の感染については1名としてカウントします。
- ☆1 万が一、児童・生徒等がPCR検査を受検する場合には、保護者に文書での説明を行い、同意書の提出を依頼いたします。
(同意書が無い場合は受検できません。)
- ☆2 2週間の学級休業又は完全休校、完全休所等の場合は、感染拡大防止のため、自宅待機(PCR検査を受検した方など)をお願いします。
- ☆3 小中学校で2週間の学級休業等となった場合には、「授業動画配信」を行います。(詳細は学校から連絡があります。)